

## 特別養護老人ホーム清風苑（短期入所） 利用料金表

令和2年4月1日料金改定

（介護予防）短期入所生活介護（1日あたり）

単位：円

【保険適用分】 利用者負担1割の場合

（2割または3割の場合もありますので、お手持ちの介護保険負担割合証をご確認ください）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本額(多床室・従来型個室)	438	545	586	654	724	792	859
生活機能向上連携加算	200/月・100/月						
個別機能訓練加算	56						
看護体制加算	-	-	4（体制Ⅰ）・8（体制Ⅱ）				
医療連携強化加算	-	-	58（在宅中重度者受入加算との重複はない）				
夜間職員配置加算	-	-	13（Ⅰ）				
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	200（該当した場合加算・7日間を限度）						
若年性認知症受入加算	120（若年性認知症利用者が対象）						
送迎加算	184（片道につき）						
緊急短期入所受入加算	-	-	90（該当した場合加算・7日間を限度）				
長期利用者に対して短期入所 生活介護を提供する場合	-30（連続30日を超えた場合、所定単位数より、1日につき減算）						
療養食加算	8（疾病治療の直接手段としての食事・該当した場合）						
在宅中重度者受入加算	-	-	413（該当した場合加算）				
認知症専門ケア加算	3（体制Ⅰ）・4（体制Ⅱ）						
サービス提供体制強化加算	12（体制Ⅰロ）						
介護職員処遇改善加算	上記対象の合計の83/1000（体制Ⅰ）						
介護職員等特定処遇改善加算	（Ⅱ）上記対象の合計（介護職員処遇改善加算を除く）の23/1000						

※介護保険適用分合計金額は、上記該当する項目の合計に、地域区分（7級地）として1017/1000を加算した額となります。2割（3割）負担の方は上記該当する項目の介護職員処遇改善加算を除く合計を2倍（3倍）にした後、介護職員処遇改善加算率をかけて地域区分（7級地）として1017/1000をかけた額が目安（正しくは端数処理があるため）となります。

【保険適用外】

滞在費（多床室）	第4段階 855、第3段階 370、第2段階 370、第1段階 0
滞在費（従来型個室）	第4段階 1,171、第3段階 820、第2段階 420、第1段階 320
食費	第4段階 1,600、第3段階 650、第2段階 390、第1段階 300
日常生活費	30
預かり金品管理費	40
持込電気製品電気代	50（1品あたり）
行事参加費	1回 200～500（外出、施設内行事等参加ごと）
その他費用	医療費、理美容費、私物や嗜好品の購入、提供食以外の希望食等については実費負担となります。

※滞在費・食費については、収入によって減免の措置が受けられる場合があります。